

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第1条の規定に基づき、法令に別段の定めがあるもののほか、鳥取県営病院事業（以下「病院事業」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（管理者の事務委任）</p> <p>第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号及び次条各号に掲げる事務を除き、病院局における財務に関する事務を局長又は病院長に委任する。</p> <p>（1）固定資産の取得（取得見積価額1件2,000万円未満の場合を除く。）</p> <p>（2）固定資産の処分（処分見積価額1件300万円未満の場合を除く。）</p> <p>（3）～（7）略</p> <p>（企業出納員等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 出納員は、総務課（病院の総務課を除く。以下同じ。）にあっては課長及び課長補佐、病院にあっては事務局長及び副局長をもってこれに充てる。</p> <p>3 総務課にあっては、課長補佐である出納員は、課長である出納員に事故があるとき、又は課長である出納員が欠けたとき、副局長である出納員は、事務局長である出納員に事故があるとき、又は事務局長である出納員が欠けたときにその職務を行う。</p> <p>4 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第1条の規定に基づき、法令に別段の定めがあるもののほか、鳥取県営病院事業（以下「病院事業」という。）の財務に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（管理者の事務委任）</p> <p>第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号及び次条各号に掲げる事務を除き、病院局における財務に関する事務を局長又は病院長に委任する。</p> <p>（1）固定資産の取得（取得見積価額1件500万円未満の場合を除く。）</p> <p>（2）固定資産の処分（処分見積価額1件50万円未満の場合を除く。）</p> <p>（3）～（7）略</p> <p>（企業出納員等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 出納員は、総務課（病院の総務課を除く。以下同じ。）にあっては課長及び課長補佐、病院にあっては事務局長及び次長をもってこれに充てる。</p> <p>3 総務課にあっては、課長補佐である出納員は、課長である出納員に事故があるとき、又は課長である出納員が欠けたとき、次長である出納員は、事務局長である出納員に事故があるとき、又は事務局長である出納員が欠けたときにその職務を行う。</p> <p>4 略</p>

(賠償責任を有する職員の指定)

第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した事務局長、副局長、課長、課長補佐、係長、主任及びこれらの職員の職と同等の職にある職員
(2)及び(3) 略

別表(第6条関係)病院事業勘定科目

収 益

略

費 用

款	項	目	節	備 考
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料)	略
			医師給	略
			看護師給	略
			医療技術員給	常勤の臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師等に対する給料
			事務員給	略
			労務員給	常勤の自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、 <u>医療助手</u> 等に対する給料
			(手当)	略
			医師手当	略
			看護師手当	略
			医療技術員手当	略
			事務員手当	略

(賠償責任を有する職員の指定)

第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した事務局長、次長、課長、課長補佐、係長、主任及びこれらの職員の職と同等の職にある職員
(2)及び(3) 略

別表(第6条関係)病院事業勘定科目

収 益

略

費 用

款	項	目	節	備 考
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料)	略
			医師給	略
			看護師給	略
			医療技術員給	常勤の衛生技師、薬剤師、理学療法士、 <u>理療師</u> 、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師等に対する給料
			事務員給	略
			労務員給	常勤の自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、 <u>医療助手</u> 、 <u>医療計算士</u> 等に対する給料
			(手当)	略
			医師手当	略
			看護師手当	略
			医療技術員手当	略
			事務員手当	略

		労務員手 当	略
		(報酬)	略
		(賃金)	略
		退職給与 金	略
		法定福利 費	略
	材料費	略	略
	経費	略	略
	減価償 却費	略	略
	資産減 耗費	略	略
	研究研 修費	略	略
医業外 費用	略	略	略
特別損 失	略	略	略

資産～資本 略

		労務員手 当	略
		(報酬)	略
		(賃金)	略
		退職給与 金	略
		法定福利 費	略
	材料費	略	略
	経費	略	略
	減価償 却費	略	略
	資産減 耗費	略	略
	研究研 修費	略	略
医業外 費用	略	略	略
特別損 失	略	略	略

資産～資本 略

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。